

水道法に定める水質基準項目(51項目)

項目名	水質基準
一般細菌	100個/mL以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下
クロロホルム	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
臭素酸	0.01mg/L以下
総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブromoジクロロメタン及びブromoホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下

ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
ブロモホルム	0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
銅及びその化合物	1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L以下
蒸発残留物	500mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジオスミン	0.00001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
フェノール類	0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下